

千代田区 在宅医療・介護資源マップ

～住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために～



千代田区在宅医療・介護資源マップ

平成31年3月発行

発行 千代田区

編集 千代田区保健福祉部在宅支援課

千代田区九段南1-6-10

電話 03-6265-6485(直通)

制作 株式会社中央ジオマチックス

は じ め に

千代田区では、平成30年3月に6回目の改定となる「千代田区高齢者福祉計画・第7期千代田区介護保険事業計画」を策定しました。

千代田区では、『その人らしさ』が尊重され、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるまち千代田を実現する」を基本理念として、医療と介護の連携、認知症ケアの充実、介護予防の推進、生活支援サービスの充実など、高齢者一人ひとりにきめ細かなサービスを提供できるよう努めております。

介護保険法の地域支援事業の中に「在宅医療・介護連携推進事業」が位置付けられ、その一つに地域の医療・介護の資源把握があります。そのため千代田区でも、平成30年1月に本区の在宅療養を支える診療所、歯科診療所、薬局、介護事業所などの地域資源の情報をホームページのシステムから検索できる「医療機関・介護事業所等情報案内サービス」を開始しました。区民の皆様にお使いいただくとともに、医療・介護関係者の皆様がネットワークの構築に役立てていただくことを目的としております。

このたび、パソコン・スマホ等の機器を持たない方にもご利用いただけるよう、冊子版での「千代田区在宅医療・介護資源マップ」を作成いたしました。作成にあたり、医師会、歯科医師会、薬剤師会、その他医療機関、介護事業所など皆様に多大なご協力をいただきましたことに感謝いたします。

住み慣れた千代田区で安心して療養生活を送るための一助として、本誌をご活用いただければ幸いです。

平成31年3月

千代田区

※本誌に掲載している情報は、平成30年10月11日現在のものです。
詳細については、各機関にお問い合わせください。

目次

I 住み慣れた地域の中で安心して療養するために

1. 在宅療養に関する相談窓口

高齢者総合サポートセンター(かがやきプラザ)	P.4
高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)	P.5

2. 在宅療養の推進

地域包括ケアシステムとは	P.6
在宅療養とは	P.7

3. 在宅療養を支える医療サービス

病院・診療所、歯科診療所	P.8
薬局、訪問看護	P.9

4. 在宅療養を支える介護サービス

介護サービスとは	P.10
介護サービス計画の種類	P.11
介護サービスの種類	P.11

5. 区の相談窓口

相談窓口一覧	P.14
認知症の相談窓口	P.15

6. 休日・救急医療機関情報／医療相談窓口

日曜日・祝日の診療	P.16
平日準夜間の小児初期救急診療	P.16
救急相談	P.16
医療機関を探す	P.17
千代田区の医療機関・介護事業所等を探す	P.17
医療や区内診療所等の相談	P.17
子供の健康・救急に関する相談	P.17

II 地区マップと施設情報

地区割りについて

全域図と地区割り	P.20
----------------	------

掲載情報の見方

施設情報の見方	P.21
---------------	------

地区マップ

麹町地区①	P.22
麹町地区②	P.24
麹町地区③	P.26
富士見地区	P.28
神保町地区	P.30
神田公園地区	P.32
万世橋地区	P.34
和泉橋地区	P.36

施設情報

病院	P.38
診療所	P.41
歯科診療所	P.74
薬局	P.101
居宅介護支援(ケアプラン作成)	P.117
訪問介護(ホームヘルプ)	P.124
訪問入浴介護	P.130
訪問看護	P.131
訪問リハビリテーション	P.135
通所介護(デイサービス)	P.136
通所リハビリテーション(デイケア)	P.138
短期入所生活介護(ショートステイ)	P.139
福祉用具貸与	P.140
特定福祉用具販売	P.142
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	P.143
特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	P.143
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	P.144
地域密着型通所介護	P.144
認知症対応型通所介護	P.146
小規模多機能型居宅介護	P.147
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	P.147
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム) ..	P.148
索引	P.149
施設の調査について	P.160

コラム

相談センター・高齢者あんしんセンターでの対応事例	P.5
高齢者・高齢者世帯の推移	P.7
かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局	P.9
認知症カフェ ～気軽に話しませんか?～	P.18

I 住み慣れた地域の中で安心して療養するために

1. 在宅療養に関する相談窓口

高齢者総合サポートセンター(かがやきプラザ)

高齢者総合サポートセンター「かがやきプラザ」は、区の「地域包括ケアシステム」と「在宅療養」における拠点となる施設で、上階には九段坂病院を合築しています。

「かがやきプラザ」には、高齢者やその家族からの相談を受け付ける「相談センター」のほか、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを支援する「高齢者活動センター」などがあります。また九段坂病院では、医療相談への対応など在宅療養拠点病院として活動を展開しています。

[所在地]

〒102-0074 千代田区九段南1-6-10



施設案内

相談センター [1階]

高齢者の総合相談拠点・在宅療養相談窓口として、生活・心身の悩みや、介護、在宅療養など、さまざまな相談を受け付けます。受け付けた相談は、高齢者あんしんセンターや医療機関・介護事業所などの関係機関と連携しながら、緊急対応を含め、問題解決に向けた支援を行います。また、区の在宅支援課を併設しており、老人福祉や高齢者虐待防止法などに基づき、適時、相談センターをサポートします。

[問い合わせ]

相談受付時間: 24時間365日 対象者: 65歳以上の区民またはその家族

電話: 03-3265-1165 FAX: 03-3265-1163

高齢者活動センター [4階・5階]

高齢者がいきいきと元気で暮らしを楽しめるように、各種生涯学習事業やレクリエーション、介護予防としても機能回復訓練の場を提供し、交流を通して、仲間づくり、生きがいづくり、健康づくりを支援します。

[開館時間・問い合わせ]

開館時間: 9:00～17:00 休館日: 第1日曜日、年末年始(12月31日～翌年1月3日) ※年末年始のいずれかが日曜日の場合は第5日曜日にも休館

対象者: 60歳以上の区民(登録制) 電話: 03-3265-1161

千代田区社会福祉協議会 [4階]

高齢者活動センターや研修センターなどの指定管理業務をはじめ、ちよだ成年後見センターやちよだボランティアセンターなどの運営も行っています。

[開館時間・問い合わせ(事務局)]

開館時間: 8:30～17:00 休館日: 土曜日、日曜日、祝休日、年末年始

電話: 03-3265-1901 FAX: 03-3265-1902

九段坂病院 [1階～3階、5階～13階]

在宅療養拠点病院として、訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションなどの介護保険サービスを提供するほか、相談センター・高齢者あんしんセンター・区・地域の医療機関・介護事業所等の連携・協力のもと、医療と介護の両面から総合的に高齢者とその家族の在宅療養を支援しています。

[問い合わせ]

電話: 03-3262-9191

高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)

高齢者あんしんセンターは、高齢期の生活や介護、在宅療養、認知症などさまざまな相談に応じ、高齢者の皆さんが住み慣れた家・地域で、安全に安心して暮らし続けられるように適時サポートしています。

主な業務

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合相談・支援、地域よろずケア
- 高齢者への虐待防止・早期発見等、権利擁護
- 包括的・継続的ケアマネジメント
- 家族介護者教室

施設案内

高齢者あんしんセンター麹町

[所在地]

〒102-0082 千代田区一番町12 いきいきプラザ一番町1F

[開館時間・問い合わせ]

開館時間: 9:00～18:00 休館日: 日曜日、1月1日～1月3日

電話: 03-3265-6141 FAX: 03-3265-6138

担当区域: 麹町出張所管内、富士見出張所管内

高齢者あんしんセンター神田

〒101-0063 千代田区神田淡路町2-8-1 かんた連雀1F

[開館時間・問い合わせ]

開館時間: 9:00～18:00 休館日: 日曜日、1月1日～1月3日

電話: 03-5297-2255 FAX: 03-5297-2256

担当区域: 神保町出張所管内、神田公園出張所管内、万世橋出張所管内、和泉橋出張所管内

相談センター・高齢者あんしんセンターでの対応事例

相談

「私は大阪在住の娘だが、麹町に住む母と連絡が取れず、心配している。明日も職場を離れることができないが、どうしたらいいか？」

対応

電話を受けた「相談センター」の職員が相談者の母親宅に急行し、オートロックのドアホンを鳴らしましたが応答がありませんでした。このため、マンション管理人に了解を得てドアを叩いたところ、中から元気な表情の本人が出てきました。

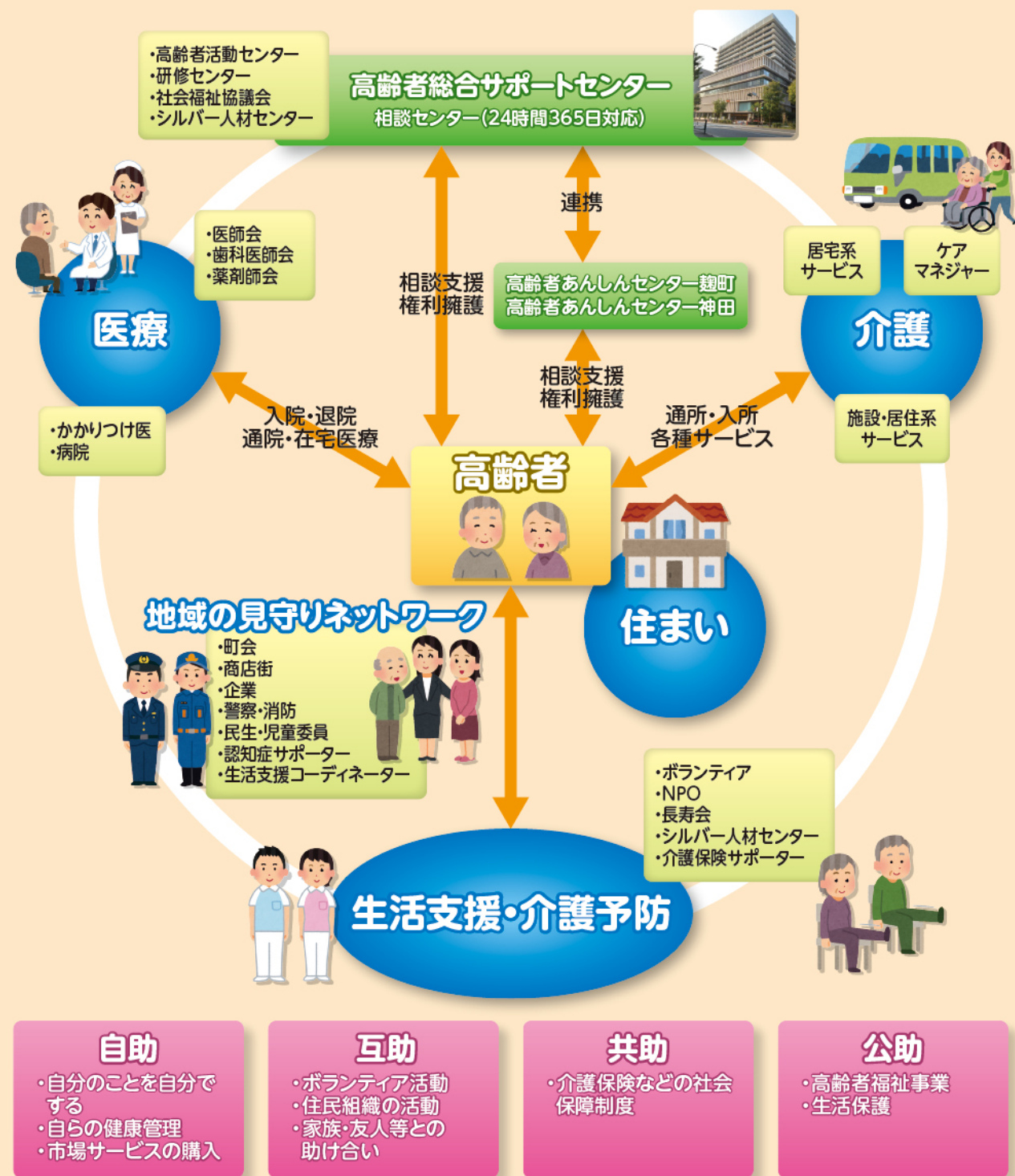
お話をうかがうと、最近耳が遠くなり、電話やインターホンに気づきにくくなっているとのことでした。そのため、「高齢者あんしんセンター麹町」と連携して、音量調節できる電話機に変更するとともに、「緊急情報システム」「安心生活見守り台帳への登録」など関連する区の在宅福祉サービスの手続きを支援し、適時、娘さんが安否確認できる体制をつくりました。

2. 在宅療養の推進

地域包括ケアシステムとは

地域包括ケアシステムは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるように包括的な支援・サービス提供を行う仕組みです。「介護」「医療」「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」「生活支援・福祉サービス」が相互に関係・連携し、在宅の生活を支えていきます。

千代田区地域包括ケアシステム

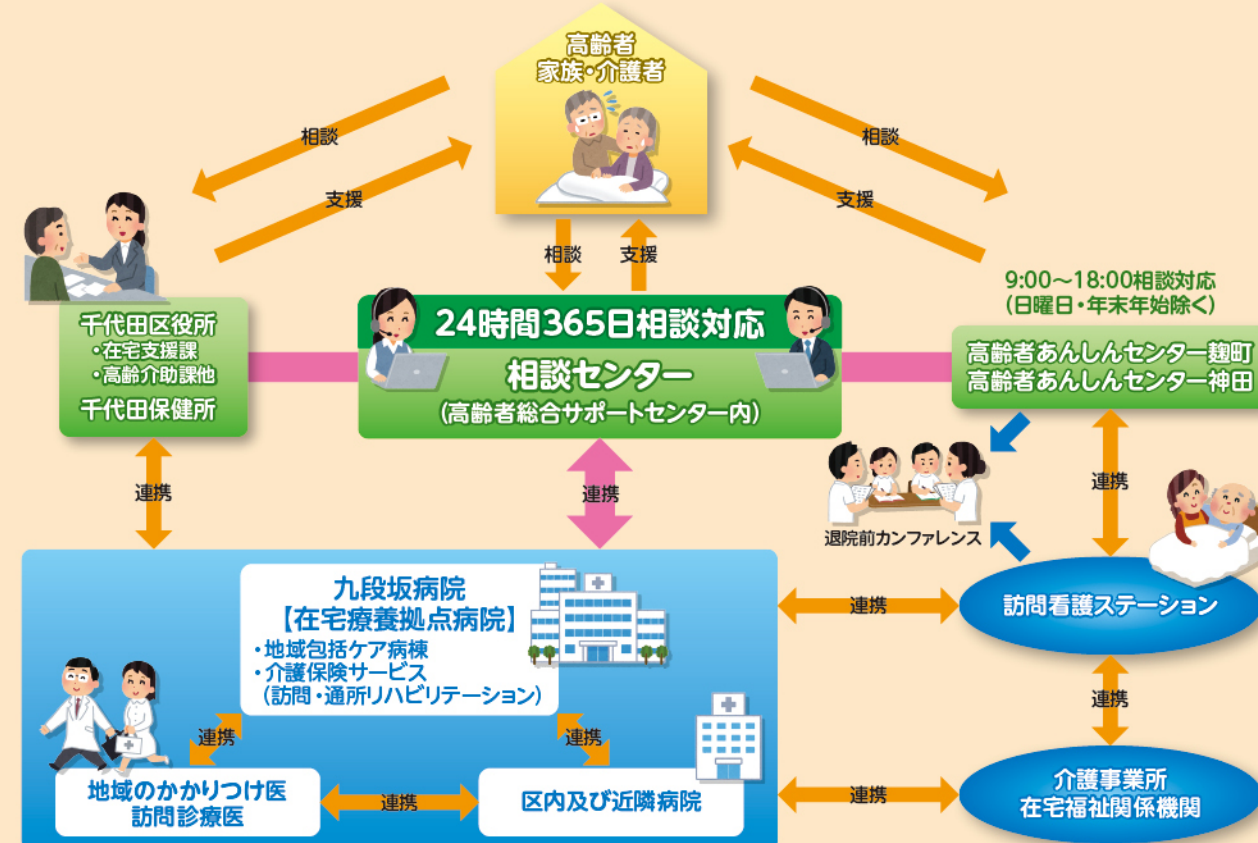


在宅療養とは

在宅療養は、「可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けたい」という高齢者や患者、その家族の想いを尊重しながら、医療と介護が連携して行います。

区は、在宅療養を推進するために、医療・介護のネットワークを構築し、それぞれの機能や特色を活かせるようにしています。

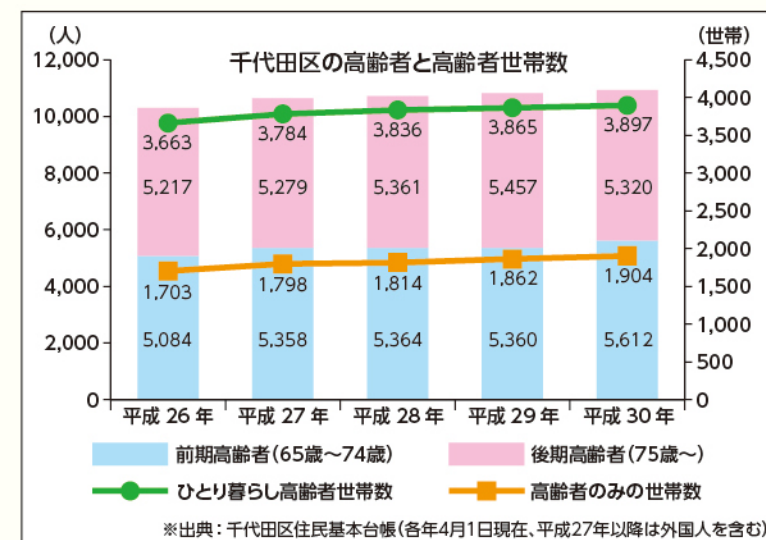
在宅療養（医療・介護）の連携イメージ



高齢者・高齢者世帯の推移

区の高齢者数は平成26年以降、1万人を超えており、75歳以上の後期高齢者数も増加しています。また、ひとり暮らしの高齢者世帯数と高齢者のみの世帯数も微増が続いています。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためにも、在宅療養・在宅介護の更なる「量と質」の向上が求められています。



3. 在宅療養を支える医療サービス

病院・診療所

在宅療養において、医師・看護師が患者の自宅を訪問し、診療や治療、処置を行うことを「在宅医療」といいます。「在宅医療」には、大きく分けて「訪問診療」と「往診」があります。そして、「在宅医療」では一般的に、診療所が日常的な診療を中心に行之、病院は専門的な検査や入院対応などを行います。

[訪問診療]

通院が困難な患者に対して、医師が定期的・計画的に自宅を訪問し、診療を行います。

訪問診療で行える主な処置

- 診察 ●処方箋発行 ●注射、点滴 ●検体検査(血液検査、尿検査、便検査など)
 - 経管栄養、中心静脈栄養 ●各種医療機器(人工呼吸器など)の管理
- ※診療所により対応可能な処置は異なります。

[往診]

急病のときなど、予定外(不定期)に患者の自宅を訪問し、診療を行います。

[居宅療養管理指導]

通院が困難な利用者に対して、医師や看護師、准看護師などが自宅を訪問し、療養上の管理と指導を行います。

[看取り]

終末期にある患者に対し、本人の意思と権利を最大限に尊重し、本人の尊厳を保つと共に、安らかな死を迎えるための終末期にふさわしい最善の医療や看護などを行います。

歯科診療所

在宅療養において、歯科医師・歯科衛生士が患者の自宅を訪問し、治療や処置を行うことを「訪問歯科診療」といいます。

[訪問歯科診療]

通院が困難な患者に対して、歯科医師が自宅を訪問し、歯科診療や口腔ケアを行います。

訪問歯科診療で行える主な処置

- 治療(虫歯、歯周病など) ●簡単な抜歯 ●入れ歯の修理・製作
 - 口腔ケア ●咀嚼に関する指導
- ※歯科診療所により対応可能な処置は異なります。

[居宅療養管理指導]

通院が困難な利用者に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅を訪問し、療養上の管理と指導を行います。

薬局

在宅療養者に対して、医師・歯科医師から出された訪問指示をもとに、患者の自宅で服薬指導や薬に関する相談対応などを行います。

[訪問薬剤管理指導]

通院が困難な患者に対して、処方医の指示に基づいて作成した管理計画に基づき患者の自宅を訪問し、薬歴管理、服薬指導、残薬の有無などの確認などを行います。

[居宅療養管理指導]

通院が困難な利用者に対して、薬剤師が自宅を訪問し、療養上の管理と指導を行います。

※訪問薬剤管理指導は医療保険、居宅療養管理指導は介護保険が適用されます。

薬剤師が行える主な対応

- 処方箋に基づく調剤薬などの配達 ●薬の効果・副作用の説明
 - 服薬に関する相談 ●飲み残し薬の整理
- ※薬局により対応可能な処置は異なります。

訪問看護

看護師や保健師・助産師などが患者の自宅を訪問し、看護サービスを提供します。また、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による機能の維持回復や、日常生活の自立を支援するリハビリテーションなども行います。

訪問看護による主なサービス

- 療養上のお世話(食事、排泄、入浴介助など) ●病状観察(血圧、脈拍、体温測定など)
 - 医師の指示による医療処置(注射、点滴、たんの吸引、カテーテル・ドレーンチューブ管理、褥瘡(床ずれ)手当、ストーマ(人工肛門)管理、在宅酸素療法の管理など) ●看取り
- ※訪問看護は、年齢や疾病などに応じて医療保険、介護保険のどちらかが適用されます。

かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局

訪問診療などを希望する場合は、まず「かかりつけ医」や「かかりつけ歯科医」に相談しましょう。「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」は、日常的な診療や健康管理をしてくれる地域の身近な医師のことです。

「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」がいない場合は、医師会・歯科医師会や区の高齢者総合サポートセンター「かがやきプラザ」などに相談しましょう。

また、いつも利用する「かかりつけ薬局」も決めておきましょう。「かかりつけ薬局」があることで、異なる病院で処方された薬の飲み合わせや、効き目が良く似た薬の重複確認などが可能となり、服薬治療がより有効で安全なものになります。